

領事認証不要

外国公文書の認証を不要とする条約（以下、条約という）の発効（2023年11月）に向けて、人力資源社会保障部は中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法の一部改正案についてパブリックコメントを募集しています。

会社設立や査証の申請などに添付する日本の公文書について、日本にある外国の大使館等で領事認証を受ける必要があります。領事認証の前に外務省において公印確認を受けなければなりません。

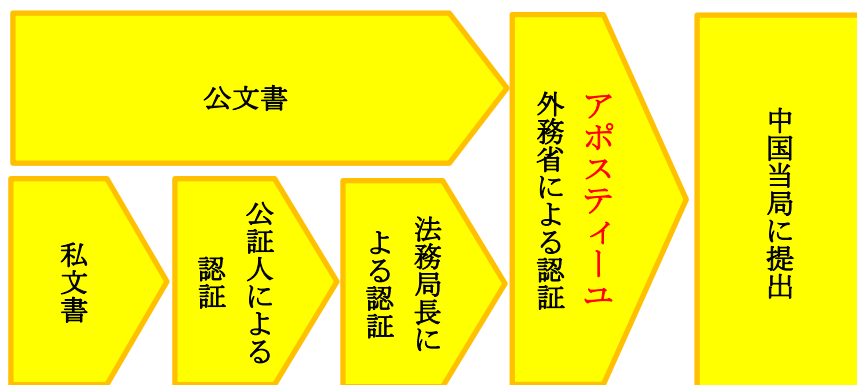
中国は2023年3月に条約加入を申請し国内法の整備を進めています。条約が発効すれば様々な手続きにおいて外務省によるアポステイーユ（付箋）を取得すれば条約加盟国において領事認証があるものとみなされ手続きの簡素化が期待できます。

【現行】領事認証の流れ



*大阪府等の一部の公証人役場では外務省による認証まで取得できます。

【条約発効後】



中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法 第7条
(現行)

中国国外で月次に社会保険待遇を享受する外国人は、該当する待遇支払の管轄社会保険機構に在外中国大使館や領事館が発行する生存証明或いは居住国の関連機関の公証と在外中国大使館や領事館の認証を経た生存証明を毎年提出しなければならない。

(改正案)

中国国外で月次に社会保険待遇を享受する外国人は、毎年一回、待遇資格認証を取得しなければならない。待遇資格認証が次のいずれかの方法による。

- ①中国領事のアプリを通じて 12333 電子社保卡等を用いてネット上で認証する。
- ②該当する待遇支払の管轄社会保険機構に在外中国大使館や領事館は発行する生存証明を提出する。
- ③該当する待遇支払の管轄社会保険機構に居住地国の公証、認証しかつ中国大使館や領事館が認証した生存証明を提出する。居住地国が外国公文書の認証を不要とする条約の締結国であるときは領事認証を免除する。ただし条約が要求する付加証明書を添付しなければならない。